

平成23年2月23日

検事長（東京，大阪，名古屋） 殿

検事正（東京，大阪，名古屋） 殿

次長検事 小津博司

特別捜査部が取り扱う事件の取調べの録音・録画の試行について(依命通知) 本年3月18日から、別紙1「録音・録画試行指針」(以下「試行指針」という。) により、標記試行を実施することとしたので、同試行が遺漏なく行われるよう配意 願います。

また、この試行の実施方法等の詳細については、下記によることとしたので、そ の旨を部下職員に周知の上、適切に指導願います。

記

1 試行指針の適用

試行指針による試行は、平成23年3月18日以降に被疑者を逮捕した事件に ついて行う。

2 被疑者が取調べの録音・録画を拒否した場合の対応

被疑者が試行指針5(1)記載の取調べの録音・録画を行う旨の事前の告知を受け て、これを拒否した場合は、検察官において、別紙2の様式により報告書を作成 して、一件捜査記録に編綴する。

3 録音・録画した記録媒体の取扱い

(1) 記録媒体原本は、適宜の方法で記録状態を確認した後、プラスチックケース に納めた上、封筒に入れて、その封入口部分をのり付けして閉じ、のり付けし た部分の下方に被疑者の署名・指印を求めるとともに、のり付けした部分の両

端付近の2か所に被疑者の指印による封印を求める。被疑者がこれを拒否した場合には、その旨を検察官が記載して署名・押印及び封印をする。

(2) 録音・録画状況等報告書の原本に上記記録媒体入り封筒を添付し、契印を押捺する。

(3) 記録媒体原本とは別に、その複写（以下「記録媒体副本」という。）を作成して封筒に入れ、録音・録画状況等報告書の謄本を作成した上、これに当該記録媒体副本入り封筒を添付する。

証拠開示及び証拠調べには、録音・録画状況等報告書謄本及びこれに添付された記録媒体副本を用いる。ただし、弁護士・裁判所が原本の開示又は取調べを求める場合には、同報告書原本及びこれに添付された記録媒体原本を用いる。

(4) 記録媒体原本を証拠開示又は証拠調べに用いる場合には、弁護士又は裁判所の面前で記録媒体原本入りの封筒を開く。

(5) 記録媒体原本を開示した場合には、その終了後、弁護士の面前でこれを再度同じプラスチックケースに納めた上、新たな封筒に入れて、その封入口部分をのり付けして閉じ、前記(1)と同様に、弁護士に署名・押印及び封印を求める。

弁護士がこれを拒否した場合には、その旨を検察官が記載して署名・押印及び封印をする。この記録媒体原本入り封筒は、録音・録画状況等報告書添付の元の封筒の次に添付し、契印を押捺する。

録音・録画試行指針

1 試行の趣旨

特別捜査部が取り扱う身柄事件（捜査において、被疑者を逮捕・勾留する事件をいう。）に関し、被疑者の検察官面前調書が適正な取調べにおいて作成され任意性・信用性等に疑念を生ずるものではないことを的確に明らかにし、裁判所の公正な判断に資する立証方策の在り方を検討するため、立証責任を有する検察官の判断と責任において、上記事件における被疑者の取調べの録音・録画を行うことを試行する。

2 試行期間

平成23年3月18日から当分の間

3 取調べの録音・録画の対象とする事件

下記(1)ないし(3)に該当する場合を除き、特別捜査部の取り扱う独自捜査事件（検察官が直接告訴・告発等を受け又は自ら認知して捜査を行う事件をいう。）であって、当該被疑者の検察官面前調書（検察官の面前における供述が記載された供述書を含む。）を証拠調請求することが見込まれる事件等において実施するものとする。

(1) 被疑者が録音・録画を拒否した場合

(2) 録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の身体、名誉、プライバシー等の保護やその協力確保に支障を生じるおそれ等がある場合

(3) 取調べに関与する通訳人の協力が得られない場合、録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難である場合等、録音録画の実施に障害がある場合

4 録音・録画の対象とする場面と実施時期

- (1) 検察官において、上記1記載の趣旨を踏まえ、取調べの持つ真相解明機能を損なわない範囲内で、検察官による取調べのうち相当と認められる部分を適切に選択する。

例えば、当該供述をするに至った経緯、取調べの状況、供述調書の作成過程、その内容等についての質問・応答の場面、新たに作成する供述調書の記載内容の確認・署名の場面及びその直後における質問・応答の場面、被疑者がその供述内容を確認する供述をしている場面等が考えられる。

- (2) 当該事件等で被疑者の身柄拘束中の取調べについて実施するものとする。

5 録音・録画の実施手順

- (1) 録音・録画を開始する前に、被疑者に対し、録音・録画を実施することを告知するものとする。
- (2) 録音・録画の開始時及び終了時に、検察官において録音・録画を開始すること及び終了することをそれぞれ告げる場면을録音・録画するものとする。
- (3) 録音・録画に係る取調べにおいては、被疑者が自由に供述を尽くすことができるようにし、被疑者が供述を尽くしていないのに、検察官が一方的に取調べを終了することのないようにするとともに、当該取調べの最後に改めて取調べの状況等について自由に供述する機会を被疑者に与えるものとする。
- (4) 録音・録画を実施した検察官は、当該録音・録画の終了後、速やかに、別添「録音・録画状況等報告書」を作成するとともに、「取調べ状況等報告書」の「その他参考欄」に、録音・録画を実施した旨記載するものとする。

6 録音・録画した記録媒体の取扱い

- (1) 録音・録画した記録媒体は、一切編集することなく、「録音・録画状況等報告書」に添付して一件捜査記録に編てつするとともに、バックアップのための複写媒体を作成して保管するものとする。
- (2) 「録音・録画状況等報告書」及びこれに添付された記録媒体は、これを一体のものとして、刑事訴訟法第316条の15第1項第7号が規定する「被告人

の供述録取書等」に該当するものとして取り扱い，法に基づいて開示する。

7 録音・録画した記録媒体の公判における使用

録音・録画した記録媒体は，当該供述者の供述調書の任意性・信用性に関する立証等のための証拠に用いるものとする。

証拠調請求に当たっては，「録音・録画状況等報告書」及びこれに添付された記録媒体を一体のものとして請求することとする。

録音・録画状況等報告書

年 月 日

検察庁

殿

検察庁

検察官 (役職) (氏名) 印

(被疑罪名)

(被疑者氏名)

上記の者に対する頭書被疑事件に関して、同被疑者の取調べを行った際に録音・録画をした状況は、以下のとおりであるので報告する。

- 1 録音・録画年月日 年 月 日
- 2 録音・録画担当捜査官 (実施検察官氏名)
(立会事務官氏名)
- 3 録音・録画場所
- 4 録音・録画時間 : ~ :
: ~ :
: ~ :
- 5 その他参考事項

捜 査 報 告 書

(取調べの録音・録画の拒否について)

平成23年〇月〇日

〇〇地方検察庁次席検事〇〇〇〇 殿

〇〇地方検察庁

検察官検事 〇〇〇〇

取調べの録音・録画を実施しようとしたところ、下記のとおり、被疑者がこれを拒否したため、実施できなかったのを、報告する。

記

- 1 被疑者
- 2 罪名
- 3 取調べの録音・録画をする旨を告げた日時・場所
- 4 被疑者の言動
- 5 その他参考事項